

入院期間が180日を超える場合の入院料について

健康保険法等の規定により、同じ病名による入院期間が180日を超える場合(他医療機関の入院期間も含みます)、入院基本料の15%は選定療養費(保険適用外)となり患者様にご負担いただく費用となります。

[急性期入院基本料4 1462点] の15%
選定療養費 1日当り 2,412円(税込)

入院基本料の85%は保険診療の対象となりますので、健康保険の負担割合に応じた料金と、上記の選定療養費の合計が患者様が実費負担していただく入院料となります。

また、選定療養費は、高額医療費等の給付対象にはなりません。

なお、厚生労働大臣が定める状態(難病や重症等)にある患者様は、選定療養費制度の対象とはなりません。

詳細につきましては、受付職員までお問い合わせください。